

宮城刑務所及び福島刑務所市場化テスト
モデル事業業務要求水準書

法 務 省

平成18年3月22日

目次

第1	総則（本書の位置付け）	3
第2	概要	
1	受託事業者に求められる事項	3
2	遵守事項	4
第3	業務別要求水準	別表

第1 総則（本書の位置付け）

宮城刑務所及び福島刑務所市場化テストモデル事業業務要求水準書（以下「業務要求水準書」という。）は、宮城刑務所、福島刑務所及び福島刑務支所（以下「市場化テストモデル実施庁」という。）における市場化テストに係るモデル事業（以下「本事業」という。）の受託事業者選定に関し、入札に参加する事業者を対象に交付する「入札説明書」と一体のものであり、本事業に関する業務内容及び国が要求するサービスの水準を示し、入札参加者の提案に具体的な指針を与えるものである。

入札参加者は、業務要求水準書において示されているサービス水準を満たす限りにおいて、入札説明書及び参考資料等に示された諸条件を遵守することを前提に、業務の効率的な遂行手法等に関しては、自由な提案を行うことができるものとする。

第2 概要

1 受託事業者に求められる事項

(1) 業務責任者の配置

受託事業者は、被用者の中から、本事業を総合的に把握し調整を行う「業務責任者」を市場化テストモデル実施庁に配置し、次の職務を行わせる。ただし、(2)に規定する業務従事者と業務責任者を兼ねさせることができる。また、福島刑務支所にあつては、福島刑務所の業務責任者をして、これを兼ねさせることができる。

ア 本事業の実施に係る管理・統括

イ 業務遂行に関する国の職員との連絡・調整

(2) 業務従事者の配置

受託事業者の被用者で本事業に係る業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）は、本事業の目的を十分に理解し、当該業務を的確かつ確実にを行うに足りる十分な知識及び技能を有する者でなければならない。

(3) 名簿の提出

受託事業者は、事前に宮城刑務所長及び福島刑務所長に、各々の業務従事者の名簿を提出し、承認を受けなければならない（福島刑務支所にあつては、福島刑務所長に提出のこと。）。ただし、業務の効率的な遂行

のために必要である場合には、各所長との協議に基づき、受託事業者の裁量による従事者の変更や組み換えは可能なものとする。

なお、名簿には、業務従事者の住所、氏名、生年月日を記載し、顔写真、健康診断書、健康保険証等雇用関係を証明する書類及び有資格者にあつては、当該資格を証する書面（写し）を添付しなければならない。

(4) 業務従事者に必要な資格等

ア 業務従事者は、すべての業務について、高等学校卒業程度の学力を要する者でなければならない。ただし、下表の業務については、その区分に従い、必要な資格を有する者でなければならない。

業 務 名	必 要 な 資 格
自動車運転業務	大型 種運転免許
警備業務	1号、3号、4号のいずれかの警備の実務経験1年以上の者を1名以上配置する。

* 警備業務は、門衛勤務（正門・通用門）、構外巡回勤務、門衛勤務者の交代業務をいう。

* 「1号」「3号」「4号」とは、警備業法第2条第1項に規定する警備をいう。

イ 業務従事者には、各業務に従事するにふさわしく、かつ、国の職員と明らかに区別できる服を着用させるとともに、受託事業者の被用者であることが確認できる身分証明書等を携帯させなければならない。

ウ 警備業務に従事する者については、全員に受託事業者と同一の制服を着用させなければならない。

エ 資格を要する業務で免許証等の携帯を義務付けられている業務に従事させる場合には、必ず免許証等を携帯させなければならない。

オ 各業務別の業務実施場所及び時間は別添のとおりとする。

カ 受託事業者は、「第3 業務別要求水準」に基づく業務を遂行することが可能である場合に限り、業務従事者を業務間で内部融通させる、あるいは一部業務を兼務させる、効率的な時間配分により業務自体の効率化を図るなどの弾力的運用を行うことができる。

なお、この場合、事前に宮城刑務所長又は福島刑務所長の承認を受けなければならない。

2 遵守事項

業務の遂行に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託事業者は、本事業に関する契約書及び指示事項等について、被用者に十分周知し、業務を円滑に進めるよう指導すること。
- (2) 受託事業者の被用者は、関係法令、通達及び指示事項等を遵守し、誠実に受託業務を履行しなければならないこと。
- (3) 受託事業者の被用者は、業務の円滑な遂行を妨げる行為をしてはならないこと。
- (4) 受託事業者の被用者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- (5) 受託事業者の責任において生じた市場化テストモデル実施庁等への損害については、受託事業者が賠償すること。

第3 業務別要求水準 別表のとおり。